

令和7年度から適用される 個人住民税（市民税・県民税）の主な税制改正

住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）の拡充・延長

・子育て世帯および若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せ

令和6年度税制改正により、子育て世帯（19歳未満の子を有する世帯）または若者夫婦世帯（夫婦のいずれかが40歳未満の世帯）が令和6年に入居する場合には、令和4年・5年入居の限度額が維持されます。

改正前（令和6年・7年入居）

新築・買取再販住宅	認定住宅 （認定長期優良住宅・ 認定低炭素住宅）	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円



改正後（令和6年入居の場合）

新築・買取再販住宅	借入限度額	認定住宅 （認定長期優良住宅・ 認定低炭素住宅）	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
		子育て世代	5,000万円 ※	4,500万円 ※
	それ以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

※令和4年・5年入居の限度額

・新築住宅の床面積要件の緩和

新築住宅の床面積要件を40平方メートル以上に緩和する措置（合計所得金額1,000万円以下の年分に限る。）について、建築確認の期限が令和6年12月31日（改正前：令和5年12月31日）までに延長されます。

・令和6・7年に入居予定の新築住宅について住宅ローン控除の申請を予定されている方へ

令和6年1月以降に建築確認を受けた新築住宅の場合、省エネ基準を満たす住宅でない場合は住宅ローン控除を受けられません。

詳しくは[国土交通省ホームページ](#)をご確認ください。

同一生計配偶者に係る定額減税

令和7年度分の個人市民税・県民税について、一部の対象者に限り、定額減税が実施されます。

対象者等については、下記のとおりです。

対象者

下記のすべてに該当する方

- ・令和6年中の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下で、所得割が課税される納税義務者
- ・国外居住者でない同一生計配偶者(注)がいる

(注) 納税義務者と生計を一にしている、前年の合計所得金額が48万円以下の配偶者のことです。
同一生計配偶者の判定は令和6年12月31日の現況によります。

減税額

令和7年度分の個人市民税・県民税の所得割額から1万円を上限として控除されます。